

第134回 国土交通省本省との定例意見交換会

議事要旨

I. 要望事項と回答

【要望事項1-①】(社)全国鉄筋工事業協会

○社会保険等未加入対策について

建設産業の再生と発展のための方策」の施策のなかの「社会保険未加入企業の排除」については、「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」で検討、とりまとめがなされ、具体的な対応について、社会保険加入促進計画を作成する等の取組みを行うこととしておりますが、以下の点についてお聞かせいただきたくお願いいたします。

(社会保険未加入企業を不良不適格業者として位置づけした事について)

減点幅を拡大して評価することとしていますが、不良不適格業者を減点してでも評価する事はいかなもののでしょうか。

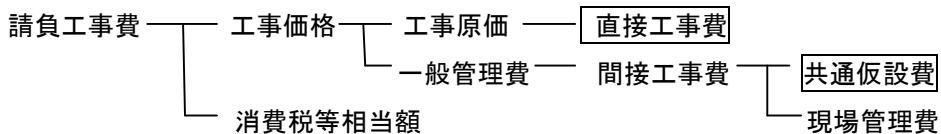
評価する事がやむを得ないとするならば、今後、国土交通省発注工事には参入できない等の厳しい措置を取っていただけないでしょうか。また、民間工事等に対しても、社会保険の費用負担について徹底を図らなければ、建設産業全体の取組みにならないのではないのでしょうか。

(下請が標準見積書を作成することについて)

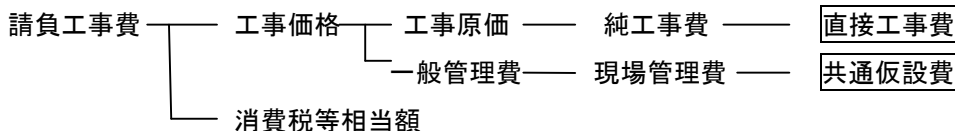
下請が出した見積りを、元請がどのように採用するのか、見積り採用時の条件明示と契約時(変更を含む)の金額が下請に支払われるような制度確立をしなければ、ダンピング受注が行われている中で、見積りを元請の言値で書かされている現状では何ら改善されていないのではないのでしょうか。

・別枠支給の方法としては、消費税がありますが、社会保険料等別枠計上することはできませんでしょうか。難しいとのことであれば、現場管理費、一般管理費を別枠計上とすることをお考えいただけませんかでしょうか。

・公共土木工事の場合



・公共建築工事の場合



本来競争に付すべきでないものまで競争していることが問題であり、直接工事費、共通仮設費の競争にすることを考えられるのではないのでしょうか。

【要望事項 1-②】(社)全国建設室内工事業協会

○社会保険未加入等加入促進と請負契約の適正化のお願い

建設業は、人と人が支え合う。人と人の絆であると思います。発注者、ゼネコン、専門工業者、現場で働く人々が、共に手を携えて変えていかなければなりません。

貴省におかれましては「社会保険未加入対策推進協議会」が発足され、大いに期待するところであり、当協会として全面的に協力したいと考えております。

当協会としまして、今年二つの柱を目標に立て、実行して参ります。

①技能者の社会的・経済的地位の向上を目指す。

イ. 技能者の社会保険・健康保険・雇用保険の三保険の加入促進により、他産業と肩を並べられる地位を目指す。その為には、法定福利費の別枠計上をお願いしたい。

ロ. 少子高齢化に伴う技能者不足対策として、内装工事業の PR の為にゼネコン向け、ハローワーク向け、技能者の家族向けの3タイプの DVD を作成する。

②ゼネコンに対して強く要望を行っている。

イ. 指値発注による安価な発注を止めてほしい。

着工前の発注。注文書の発行。支度金(前払金)制度を実施して、後発注・後払いを止めてほしい。後発注・後払いは全てのリスクを下請業者に持たせ、全てのメリットをゼネコンが受けるものである。

本来、安全教育、施工要領等は各ゼネコン独自の物であるはず。それにも係わらず安易に安い金額であるという事のみで、安全や技術の伴わない業者に施工を行わせている。これでは、施主がゼネコンに対して要求しているレベルの製品を引き渡してできない。

ロ. 前工程の遅れを内装工事にしわ寄せしないでほしい。

ハ. 片付け費等の差引は止めてほしい。

貴省におかれましては、当協会の意を汲んで頂いて、ご協力の程、お願い申し上げます。

【回答 1-①②】

～①について～

【建設市場整備課】

○社会保険未加入問題については、公正な競争環境の構築と若者の入職の促進を大きな目標として行っているところであることを正しくご理解いただき、また、建専連としても平成 24 年度に特別委員会を設置し、取り組んでいただくことに感謝申し上げます。

○この問題については、今年 3 月の中央建設業審議会でも言われているが、「未加入は許さない」という固い決意で取り組んでいるので、引き続きよろしくお願ひしたい。

○経営事項審査については、もともと経営事項審査の役割が相対評価のための客観的な指標であり、まず、今回は減点幅の拡大ということであるが、保険未加入は法律違反であるため、未加入企業に対する指導・チェックは徹底して取り組むこととしている。

○未加入企業については、入札契約の競争参加登録(名簿の登録)のランク付け段階で税金の滞納業者と同じように登録を認めないという自治体もいくつかあるなど、厳格な取り組みが進んできていると思っており、国土交通省においてもどのような対応が可能であるかご意見を踏まえ

た上、しっかりと考えたいと思う。

- 民間工事においても、確保しなければいけないというご指摘については、ご指摘のとおりである。保険加入の原資である法定福利費を労務提供の専門工事業者へも、きちんと届くということが大事である。このため、発注の段階で必要な経費が確保されるよう、本年 4 月に直轄の土木工事における現場管理費の算定率式を見直し、本来事業者が負担すべき法定福利費の額については、きちんと予定価格に反映できるようにしたところである。
- 民間発注者に対しては、その旨通知を発出したところですが、昨年も「発注者・受注者間の建設業法令遵守ガイドライン」を策定し、法定福利費を含まない金額で請負契約をした場合には、発注者が元請業者に対し、法律違反を誘発する恐れがあることや、原価割れ契約を禁じている建設業法(第 19 条の 3)の違反当事者になる虞があるということで、法定福利費を含んだ額での契約をお願いしているところですが、重ねて発注者に対しては発注段階での必要な経費の確保を引き続き徹底していくこととしている。
- 業界の方々に対しても、7 月 23 日に発出した文書を梃にし、法定福利費がきちんと払われるよう、元請に対し粘り強く交渉を行ってみたいと思う。
- 専門工事業者の方に対し、法定福利費の内訳明示の作業をお願いしているところであるが、専門工事業者側からの内訳明示ができることと工事全体の法定福利費の額がわかるので、総額の調整もできるようになり、交渉もし易くなるものと思う。逆に専門工事業者の段階で内訳明示ができないと、工事全体の法定福利費の確保が難しくなると思う。
- そのため、専門工事業者が内訳明示のための標準見積書を作成し、それを元請に使ってもらうことになるが、日建連で作成した保険加入の促進計画では専門工事業者団体が作成する標準見積書を活用することで周知を要請することとなっている。本日(7 月 31 日)発出予定の「元請・下請間の法令遵守ガイドライン」でも、元請人による下請からの見積書の尊重について記載することとしている。
- このような取り組みの中で、発注者・元請段階でも見積書がきちんと活用されることに期待しており、更にこれらに加え、発注者・元請・専門工事業者・技能労働者の四者がしっかりと協力し、それぞれの段階で法定福利費が流れるように、また透明化できるよう、引き続き検討を進めて参りたいので、様々なお知恵を拝借したい。

～②について～

【建設市場整備課】

- 工業高校の先生方の会合が宮城県であり、PR 活動を行ったが、若年入職者の確保は喫緊の課題である。DVD の作成等の前向きな取り組みについて敬意を表するとともに、是非それらの取り組みの中で建設業界全体の参考になる点について、お知恵を拝借し、できることは対応していきたいと思う。

【建設業課】

- 平成 7 年に指値、赤伝等についてのガイドラインの作成、推進本部の設置、また今日まで推進本部員も増員する等対応してきているところである。また、元下調査のスキームを変えたりするなどいろいろ対応を行ったが、現在まで変わっていないというのが実感としてある。

- 「駆け込みホットライン」の設置や、立入検査も増やすような対応をしてきた。また、当時、建専連にも駆け込みホットラインと同じようなスキームを設置していただいたと思う。それらの施策については 100 点を取っているつもりはなく、平均点が 60～70 点くらいのつもりである。
- 当時としては、しっかりとしたものを作ったと思うが、今でも同じ状況であるとならば、当時作ったスキームをどう変えればいいのか、何が不十分なのかという意見をお聞きし、対応したいと思うのでご意見をいただきたい。

【要望事項 2】(一社)日本塗装工業会

○登録基幹技能者の積極的活用・評価について

平成 8 年から民間資格制度として基幹技能者制度が開始され、平成 20 年 4 月より建設業法施行規則改正により、登録基幹技能者に対する加点評価が実施されたことで、28 業種で約 34,000 人強が登録基幹技能者となっております。

登録基幹技能者は工事現場において、次のような重要な役割を担っております。

- ①施工方法等の提案調整
- ②適切な人員の配置、作業方法、手順等の構成
- ③一般の技能者への施工に係る指示、指導
- ④前工程及び後工程の連絡調整 等

施工現場の生産性の向上、建設生産物の品質の確保という観点からも、登録基幹技能者は欠かせない存在であり、制度の発注者として登録基幹技能者に対する現況や、30,000 人を超えたことによる、今後の対応と以下の点についてお聞かせいただきたく要望いたします。

・国の認定制度として、30,000 人を超えたことに対しての積極的活用について

元請企業による評価、国土交通省直轄工事での配置工事の拡大(施行)、一部公共団体の活用と広まっておりますが、国土交通省直轄工事の取扱いについて、評価の不統一、又、昨年度までは高い評価点を与えることとしていたものを、本年度から半分の評価点に変更するなど、まだまだ本格的な取組みがなされておらず、取り組みも一部職種に限定され、28 職種(各団体により取得のための費用は 1 万円台から 10 万円台)すべてに取り入れるまでに至っておりません。このような状況で早いものは来年 5 年の更新時期になりますが、何ら配置義務も評価されていないことには、再認定を受けても経費がかかるだけで、本来の目的が達成されておりません。国土交通省におかれましては、早急に各職種の現場配置工事の拡大と配置された企業の評価制度を確立していただきたく、更には本制度の積極的活用について、他の発注機関への周知徹底につきましても、併せてお願いするところです。

【回 答】

〔建設市場整備課〕

- 基幹技能者制度の普及については、二つ意義があると思っている。一つは人を大切にせる企業を従来以上に積極的評価する必要がある、その中で基幹技能者制度は中核的なものであると思う。もう一つは若手の入職促進や若手の将来像になりうるということで普及の必要があると思う。
- これまでは量的な側面に重点を置いて取り組んできたが、今後については単に増やすことに加

え、建設産業戦略会議においてもご指摘の通り、さらに普及することとし、具体的には登録基幹技能者を配置したことによって、どのような具体的効果（生産性の向上、品質・安全の確保等）があったかを整理し、それに基づきアピールする必要があると思う。また、登録基幹技能者については、立派な能力を有している方であるため、配置効果の明確化、能力の維持向上、入札契約制度の中での活用、大きな柱で取り組んでいくことが重要であると思っているので引き続き取り組んでいきたい。

○国土交通省の直轄工事の総合落札評価方式の中で登録基幹技能者を配した際、加点評価の取り組みを試行してきているが、このような取り組みについては、今年度も継続して推進していきたいと思う。

○他の発注機関への周知についても、本制度が前向きに活用されるように要請を推進していくこととしている。

【意見】

〔建専連会長〕

○昨年度の地方整備局等との意見交換会においては、各地方整備局等で1点～最大6点に加点をしていただいていたところであり、6点も加点していただきければありがたいということで他の地方整備局等にもPRを行ってきたが、今年の意見交換会で6点加点のところは3点に減点されてしまい、もう一度6点の加点に戻してもらいたいような要請を行った。

○そのため、加点については全国で統一していただきたい。

【要望事項3】(社)日本建設躯体工事業団体連合会

○ダンピングの起きにくい競争環境整備、施工範囲の明確化について

建設投資の大幅な減少により、元請業者同士の過激な受注競争により、ダンピング受注が発生しています。そのしわ寄せが専門工業者に低価格で発注され、経営悪化の原因となっています。

国土交通省においては、調査基準価格の引き上げなど、さまざまな対応を取っておられますが、現場においては、改善されたという実感はほとんど無く、下請業者の労働条件の悪化、安全対策の不徹底、品質確保の支障などが発生するなど、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発展を阻害しております。国土交通省以外の国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関、民間を含め是非ともダンピングの起きにくい競争環境の整備を進めていただくようお願いいたします。

また、元請による現場職員の削減に伴い、従来からの元請業務の一部を専門工業者が行うようになっており、正当な対価が得られない状態で、現場での負担が増加しており、現在まで一向に改善が見られない状況です。

元請下請の施工範囲を明確にすることで、専門工業者の適正対価を確保するため、ひいてはダンピング対策につながることから、具体的な対応を講じていただきたくお願いいたします。

【回答】

〔建設業課〕

- ダンピングについては、現場へのしわ寄せとなっていることから、様々な弊害が起きていることが、「建設業の再生と発展のための方策 2011・2012」を通じての一番の問題意識であると考えている。
- ダンピング対策については、調査基準価格を設定し、中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデルとして地方公共団体や発注機関に対し周知徹底を一つの対策としているところである。
- 改善実感が無いということについては、各発注機関の集まりである公契連や発注者協議会の場において、改めて周知徹底を図りたいと思う。
- 調査基準価格は段階的に引き上げを行い(直近では平成 23 年 4 月)、38 都府県でその水準に合わせている。低入札の調査基準価格も 44 機関ということで、制度的には国と同じレベルになっていると思うが、実態の運用については、皆様のご意見を伺い、更なる徹底を行っていきたいと考えている。独立行政法人や市長村のように、まだ足並みがそろっていないところについては、引き続きいろいろな場で周知徹底を図りたい。
- また、受注後の適正な元下間の契約や支払いがなされることが実態としてかなり大きな話と思っており、今回特に「建設業の再生と発展のための方策 2012」の中でも重点的な対応となっていることから、専門工事業者に必要な経費や賃金が適切に支払われるための内訳の明確化が図られる仕組みや、国土交通省直轄工事においては本年度から特定専門工事審査型の総合評価落札方式の中で、下請の見積を踏まえた形での支払について、チェックする下請見積方式の試行も始めているところである。そのような、見積も考慮される仕組みも考えて行きたいと思う。
- 試行の状況を見ながら各発注機関と相談しながらやっていきたいと思うし、東日本大震災の被災地においては、復興の街づくりのモデル事業の中で、オープンブックを採用することで、契約制度として、もともとの支払いが総価ではなくコストとフィックスするという前提のもとで、かかったコストは専門工事業者に支払った部分をオープンブックにし、確認したうえで支払いをするという試行にしている。
- ダンピングについては、最大限、いろいろな取り組みや検討をおこなうこととしている。

【建設市場整備課】

- 建設生産システム合理化推進協議会が定めた「施工条件・範囲リスト」について、引き続きその周知に努めるとともに、その内容の踏まえ、個々の契約当事者間において実際の取り組みがなされるよう行いたいと思っている。それについては、建専連の事業計画の中においても「施工条件・施工範囲リスト」の普及についておこなうこととしているので、業界団体と一体となり取り組んでいきたい。

【要望事項 4-①】(社)全国鐵構工業協会

○建設業許可区分における鉄骨工事業の独立要望について

「建設業許可業種区分」設定以来約40年が経過しますが、鉄骨工事は現在も「鉄筋工事」「コンクリート工事」「石工事」などと並列で「鋼構造物工事」区分の中に分類されています。

近年、鉄骨造建築物は、建築物構造体としての適合性・優位性が認知され、国内建築物の全体述べ床面積の約40%を占めるまでになっています。国内工事完成高は業界で1兆円を超えています(国内建築発注高金額の10%以上)。

また、「鋼構造物工事」の中におきましては、鉄骨工事の平成23年度生産量は430万トン、私とも団体所属の協会会員数は2、300社の規模です。一方、同一区分に属します「橋梁工事」は平成23年度生産量は30万トン以下、製作工場数は38社の規模です。「鉄骨工事業」は、同一区分に属します「橋梁工事」「鉄塔工事」「タンク工事」などに比しても、最大規模の専門工事業者です。

さらに、元来「鋼構造物工事」に属するこれら専門工事業は、各々内容、目的、必要な技術・資格等が全く異なる業種であり、この区分の中で、ひと括りで管理・監督することは困難であると思われま

私ども団体におきましては、鉄骨製作に必要な鉄骨関連技術者資格(製作管理・品質管理を行う技術者資格、品質確認を行う検査技術者資格)について、取得に必要な講習及び試験を実施するなど、建築鉄骨の品質・性能保証等向上に向けて日々努力・研鑽し、その成果を上げています。

今後のより高度化された建築物に対応していく為には、主構造体の専門工事業者である鉄骨工事業者の「技術・経験・知識」を活用することが重要であり、その為の鉄骨工事業者の環境改善・整備を図っていくことが必要です。

その為にも『建設業種区分における「鋼構造物工事業」から「鉄骨工事業」としての独立』は大きな意義があると考えます。

是非とも要望事項の実現をお願い致します。

【要望事項 4-②】(社)日本造園建設業協会

○造園工事の内容・例示の見直しについて

中央建設業審議会及び社会資本整備審議会産業分科会建設部会の基本問題小委員会の中間とりまとめ(1月27日)において、業種区分の点検を踏まえた業種区分の見直しの方針が示されました。

造園工事業においては、安全・安心な都市の構築、地球温暖化対策・生物多様性の確保等の環境問題、地域の歴史的・文化的資産の維持・向上や良好な景観形成への対応などの社会的要請の高まりを背景として、庭園、公園、緑地等の総合的な整備、道路や建築物等の屋上等の緑化、自然の復元・再生、さらには緑のストックに対応した植栽樹木の育成・維持管理等が求められています。

このような社会的ニーズに応えるため、造園技術の更なる研鑽、資格制度による技術者の育成等に取組んでいるところであります。

つきましては、業種区分の見直しにあたり、安全・安心で快適な緑豊かな都市・地域づくりに優れた造園技術を発揮できるよう、造園工事の内容・例示の見直しについて要望を申し上げる次第です。

造園工事の内容・例示の見直しに関する要望事項

① 造園工事の内容(建設業法第2条第1項の別表)

(現行)

整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事

(要望)

整地、植栽基盤の整備、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を総合的な企画、指導、調整のもとに築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、若しくは植生を復元・再生する工事又は植物を育成・維持管理する工事(補修、改造、解体、移植する工事を含む。)

② 造園工事の例示(建設業課長通知)

(現行)

植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事

(要望)

植栽工事、地被工事、景石工事、植栽基盤整備工事、地ごしらえ工事、修景整地工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、植物育成・維持管理工事

【回答4-①②】

～①について～

【建設業課】

- 業種区分の点検と見直しについては、昨年6月の「建設業の再生と発展のための2011」に建設業法上の業種区分については、長い時間の中で実態と乖離しているのではないかとの問題提起がなされ、中央建設業審議会、社会資本整備審議会の基本問題小委員会で点検をさせていただくことになり、各団体からもご意見、ご要望を伺ったところである。
- 新たに業種を一つ追加することになると、他の業種の方にとってみれば排他的、独占的な効果が働くことになる。建設業法では、業種の区分の数だけの小宇宙を作っているところもあり、それを新しく増やしていくことになると、行政面、事業者のコストの問題が発生することが考えられるため、小委員会では考え方として必要な技術が専門化し、対応する技術者資格ができるか否かという観点等における適正な施工の確保、社会的課題の解決に効果が見込まれるか否かという観点、ある程度の主要規模があり今後も工事量が見込まれるか否かの観点を示された上で中間とりまとめとなったものである。
- 現在、いろいろなご意見を踏まえ、最終にはどういった形にするかという検討を進めているところである。「方策2012」についても、これからの維持更新時代の要請とか、低炭素社会づくりの要請等に応えることが、業種区分や資格制度の点検にとっては重要であると改めて指摘されたものである。
- 本日いただいたご意見については、個別にお答えすることは申し上げ難いが、先に申し上げた観点を十分踏まえながら国民の皆様のご期待に応えられるような区分するとともに、工事内容、例示についても時代の流れに沿って、わかりにくいとか新しいものも出ているのご指摘もあるので、そのあたりも十分踏まえ最終的な制度の改善に持っていきたいと思う。

【意見】

【鉄骨建設業協会】

- 全構協からの鉄骨工事の業種に直し要望については、同一業界である当協会としては要望し

ていないことから、統一要望ではないことをご理解願いたい。

【要望事項 5】(社)日本アンカー協会

○技術と技能を併せ持つ「グラウンドアンカー専門技術者」の育成と活用によるアンカー工事の品質確保について

グラウンドアンカーは、擁壁・斜面の安定、地すべり防止、構造物の転倒・浮上り防止対策などに加え、近年は重要構造物の一部として、陸上構造物のみならず、海洋・港湾構造物の耐震補強工法としても活用されており、東日本大震災の被災地の復興にも寄与しております。

グラウンドアンカーは専門性の高い工種であり、アンカー工事の品質確保は、それを施工する専門技術者の質にかかっています。

そのためにも、グラウンドアンカーの調査、設計及び施工に関する知識と技術を習得し、現場での技術的な判断が出来る「技術者」としての資格を持ち、同時に、優れた施工能力を有し、現場作業の中核となる「技能者」としての資格を併せ持つ「グラウンドアンカー専門技術者」の育成が必要であると考えます。

この、グラウンドアンカーについての技術と技能を兼ね備えた「グラウンドアンカー専門技術者」を活用し、現場に常駐させることにより、現場施工体制を充実・向上させるとともに、不良・不適格業者の排除と現場の高い生産性の実現並びに安全で品質の優れた工事施工に寄与することが可能になるものと考えます。

※「技術者」の資格としては、社団法人アンカー協会が実施している「グラウンドアンカー施工士」を想定しています。

※「技能者」の資格としては、資格立ち上げ準備団体として準備を進めている「登録アンカー基幹技能者（仮称）」を想定しています。

【回答】

〔建設業課〕

○グラウンドアンカー施工士のような民間資格は、公的資格と併せて自主的資格とは車の両輪のような形で技術レベルや品質の向上において、大変重要であると思っている。

○県発注工事において理解が進んでいることは、大変な成果であると思っている。今後は防災関係の工事等で安全性を高めることがより強くなっていくと思われるので、発注者に広がりを持たせる、更には建設会社にこの資格があるということを認識していただくことが大事である。

○我々としてもできる限りのご支援をしていきたい。

Ⅱ. 自由討議(個別的要望事項)

【個別的要望事項 1】(社)日本建設大工工事業協会

○社会保険未加入対策の推進について

一、専門工事会社の社会保険加入を可能とするための施策についての当協会の意見は、元請による下請法定福利費の外出し(別枠)支給の実施と、発注者から元請及び元請から下請に対する下請法

定福利費の支給を保証する仕組みの制度化、法制化の実現であります。

発注者から元請に下請法定福利費が支払わなければ、元請は下請に法定福利費の支払いを行うことは考えられないからです。そのための施策の一つとして、下請が元請に提出する見積書において明示する下請法定福利費を、元請が発注者に提出する見積書において、専門工事別に表示させる必要があります。元請団体に対し、下請法定福利費を外出しして表示する見積書式の検討・制定を指導されるようお願いいたします。

二、本年 11 月 1 日より、施工体制台帳及び再下請通知書に保険加入状況を示す記載事項が追加され、その状況に応じて、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき、建設業担当部局若しくは元請による、社会保険加入の指導がなされることとなります。その際、現在同様、当該時点で施工中の工事の契約単価は、下請が社会保険の加入を可能とする単価ではないため、社会保険に加入し、保険料を継続して支払うことを可能とする状態に至っていません。大半の下請は、新規の保険加入に伴い従来にはない保険料を加算負担することになり、経営状態が悪化する恐れがあります。

型枠工事会社の社会保険の加入が可能となるのは、法定福利費の外出し(別枠)給付が実現する、あるいは保険加入を可能とする契約単価の改善が定着してから後のことであり、周知期間においては、強制的な加入指導等過剰な指導を行わないよう地方整備局、地方建設業当局及び元請団体、元請を指導されるようお願いいたします。

【回答】

〔建設市場整備課〕

- この問題に対応する上で一番大事なことは、費用負担の問題であろうと思う。費用負担の問題について、まず発注者の段階できちんと確保するということが、公共工事については既に改善を行ったところですが、民間工事について十分でないところは、元請と発注者間での交渉になるので、その梃になるように 7 月 23 日付けの文書を出したところである。これだけで全部終わると思っておらず、さらに発注者に対する働きかけを行わなければならないと思っている。
- 発注者の段階で費用が確保されたのち、きちんとそれが流れることが大事だと思っているので、発注者への要請だけで終わりなのかというご指摘については、そのようには思っていない。きちんと末端まで流す仕組みについては、現在勉強中であるので、もう少し時間をいただき検討させていただきたい。
- 実施の段階での現場の混乱については、これからの過程においてもいろいろな問題が出てくると思うが、その問題について教えていただき、一つ一つクリアしながら前に進んでいきたい。
- 現場での過剰な指導への懸念については、今すぐに完全排除を申し上げている訳ではなく、特にこの 1、2 年間は周知、啓発を重点的に行うこととしているが、一方で真面目に法定福利費を負担している企業が 5 年も待ちきれないとの声も非常に強い。5 年経つまで何もなくていいわけではなく、一つ一つ課題を乗り越えながら加入率を高め、5 年経った段階で 100%の加入率となるように進めていくこととしているので、積極的なご協力をお願いしたい。
- 中建審の提言にもあるように、未加入は許さないということになっており、また固い決意で対応することになっているので、精一杯、責任を持って対応したい。

【意見】

〔六波羅理事〕

- 社会保険未加入は緊迫した問題となっているが、これを実現する基盤として、下請段階の見積をきちんと元請契約に反映させることが重要である。そこでオープンブック方式等の問題を議論されているが、宮城県で実施されているオープンブック方式は8年目となり、福島県は試行段階であるが、件数をだいぶ増やしてきているところである。特に宮城県につきましては相当の経験を積んでいる。企業からすれば負担が大きい、発注者側の大変であるとは思いますが、それを乗り越え、年月を得てきているので、是非、その辺の問題を評価し、活かしていただきたい。
- 国土交通省が下請見積の提出方式について試行を始めるということであるが、これは大変なご決断があつて行うことだと思う。社会保険未加入問題の切迫さに比べたら、試行の対象の下請業者数が大変少ないため、もう少し広げて実施していただけないものか。オープンブック方式以外にもいろいろな方式があるので、何がいいかを研究しながら取り組んでいただきたい。
- 先に述べた、宮城県の経験を十分に評価し、活かしていただきたいと思う。

以 上